

瀬戸市告示第 1 3 号

瀬戸市道路占用料条例（昭和 4 8 年瀬戸市条例第 1 9 号。以下「道路占用料条例」という。）第 7 条各号に掲げる占用物件の占用料及び瀬戸市公共用物の管理に関する条例（平成 5 年瀬戸市条例第 1 4 号。以下「公共用物管理条例」という。）第 1 0 条各号に掲げる占用に係る占用料等については、道路占用料条例第 4 条及び公共用物管理条例第 7 条に定める占用料等からそれぞれ次の占用物件の種類及び区分に応じた減免率を乗じて得た額を減免することとし、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 3 年 2 月 2 8 日

瀬戸市長 増岡 錦也

占用物件の種類	区分	減免率
道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 3 5 条に規定する事業(道路法施行令(昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号)第 1 8 条に規定するものを除く。)及び地方財政法(昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号)第 6 条に規定する公営企業(以下「公営企業」という。)に係るもの		1 0 0 分の 1 0 0
電気事業法(昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号)第 2 条第 1 項第 1 0 号に規定する電気事業者(同項第 8 号に規定する特	電柱又は電話柱に共架するもの	1 0 0 分の 3 0
	架空の道路縦横断電線及び電話線のうち、その支持物が道路	1 0 0 分の 1 0 0

定規模電気事業者を除く。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空の電線又は電話線及び各戸引込地下埋設管	及び公共用物の区域外にあって電線及び電話線のみが占用するもの		
	架空の各戸引込電線及び電話線		100分の100
	各戸引込地下埋設管		100分の100
占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱及び支線			100分の100
街灯、防犯灯その他道路交通の安全又は円滑を図る効用を有するもの			100分の100
水道法(昭和32年法律第177号)の規定に基づいて設ける水管(公営企業に該当するものを除く。)			100分の100
ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業者が設けるガス管	各戸引込地下埋設管		100分の100
	その他のガス管	東邦瓦斯株式会社に係るもの	100分の10
		その他のガス業者に	100分の30

	係るもの	
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設		100分の 100
公共の用に供する通路及び側溝、路端又は法面に鉄板、板等を常置する軽易な通路		100分の 100
公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件		100分の 100
道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に係る停留所標識及び待合所(公営企業に該当するものを除く。)		100分の 100
公共用歩廊(アーケード)		100分の 100

飲料用水道管(水道法によるものを除く。)		100分の 100
農業用かんがい用水管(公共団体又は公共的団体が設けるものを除く。)		100分の 100
テレビ用アンテナ線(電波障害対策用)		100分の 100
公園、広場、運動場及び駐車場として占用するもの	無料で不特定多数に開放する場合	100分の 100
花壇、掲示板、電光時計等のうち営利目的でなく道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件		100分の 100
公共団体が設ける有線電話柱、架空の電線又は用水管		100分の 100
道路管理者の設ける標識若しくは街灯又は公安委員会の設ける標識若しくは信号機を無償で添加している電柱又は電話柱		100分の 100
排水管		100分の 100
水路に設置する接道用出入口		100分の 100

市の管理する道路又は水路等を渡っているケーブル線のうち、民地に建っている複数の共架柱間にあるもの		100分の100
街灯、電柱等に添加(塗布を含む。)した看板	突出看板	100分の25
	巻付看板	100分の40
消火栓標識広告		100分の25
有線音楽放送及び有線テレビジョン放送の線		100分の90
電気通信事業者が設けるパーソナルハンディホンシステムに係る無線基地局		100分の50
その他のもの		別に市長が定める率

備考 「東邦瓦斯株式会社」とは、次の法人をいう。

住所 名古屋市熱田区桜田町19番18号

名称 東邦瓦斯株式会社